

政策会議付議事案書 (令和6年1月15日)

提案課名 人事課

報告者名 遠藤 一成

<p>事案名</p>	<p>秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>国の非常勤職員に準じて、会計年度任用職員の期末勤勉手当について、令和6年度からの勤勉手当の支給開始に合わせ、本市の常勤職員との権衡及び適正な処遇の確保を図るため、基準日（毎年6月1日及び12月1日。以下同じ。）に育児休業をしている会計年度任用職員に対しても、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、本市の常勤職員と同様に期末勤勉手当を支給するため、条例を改正するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>令和2年4月1日 会計年度任用職員制度の開始に合わせた条例改正において、会計年度任用職員に対する期末手当の支給及び基準日に育児休業をしている会計年度任用職員への期末手当の不支給を規定</p> <p>令和5年5月8日 地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが規定される。</p> <p>令和5年11月28日 県を通じて、国から、会計年度任用職員への勤勉手当の支給における育児休業者の取扱いについて、常勤職員に準じることとした場合に必要となる条例改正案「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う「職員の育児休業等に関する条例（案）」の改正について」が発出（令和5年11月24日付）されたことが通知される。</p> <p>令和5年12月19日 令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための条例改正が議決される。</p> <p>2 検討結果</p> <p>会計年度任用職員の処遇についてはこれまで、勤勉手当が支給対象外であったことなど、一部で常勤職員と異なる取扱いとなっていました。令和6年度から勤勉手当が支給されることとなったことや、勤勉手当の支給に当たって国から常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえるよう通知されていることなどから、会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給について、常勤職員に準じた取扱いとする必要があります。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>常勤職員と同様に、期末勤勉手当の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるものに対して、その勤務した期間に応じた期末勤勉手当を支給すること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の取扱い</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年3月 改正条例の議案を上程</li> <li>2 令和6年4月1日 改正条例を施行</li> <li>3 令和6年6月～ 改正後の条例に基づき会計年度任用職員に期末勤勉手当を支給</li> </ol>

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

国の非常勤職員に準じて、本市の常勤職員との権衡及び適正な処遇の確保の観点から、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員に期末勤勉手当を支給するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

## 秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第7条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次項及び次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削り、同条第2項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 号 秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末・勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 秦野市職員の給与に関する条例(昭和30年秦野市条例第45号。以下「給与条例」という。)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)があるものには、その基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児</p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末・勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 秦野市職員の給与に関する条例(昭和30年秦野市条例第45号。以下「給与条例」という。)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次項及び次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)があるものには、その基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児</p>

休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるものには、その基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

休業をしている職員（会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるものには、その基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。